

長崎市芸術文化活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芸術文化団体（以下「団体」という。）の自主的な芸術文化活動及び旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町、旧三和町、旧琴海町（以下「合併地区」という。）における文化の振興、並びに地域コミュニティの醸成に寄与する文化事業に対し、予算の定める範囲内において助成金を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請者の要件)

第2条 助成金の申請を行うことができる者は、次のいずれかの者とする。ただし、営利を目的とする団体又は営利を目的とする企業等に所属する団体は除くものとする。

- (1) 市内に団体としての組織を有し、かつ、市内を主たる本拠として舞台芸術又は美術の継続的な練習、創作、発表等の活動を行つている団体又は鑑賞事業を市民に継続的に提供している団体
- (2) 合併地区における文化協または合併地区において文化振興、並びに地域コミュニティの醸成に寄与する事業を行う団体（以下「文化協会等」という。）

(対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、団体が市内で行う舞台芸術に関する事業又は美術展示に関する事業のうち、特に本市の文化の向上に寄与すると認められる事業とする。ただし、合併地区における文化協会等が行う事業（以下「合併地区事業」という。）にあつては、同地区の文化の振興、並びに地域コミュニティの醸成に寄与すると認められる事業とする。

2 前項の事業のうち、次に掲げる事業は除くものとする。

- ① 営利を目的とするものと共同して行う事業
- ② 国又は他の公共団体若しくは公共的団体から補助金等の交付を受けて行う事業
- ③ 広く一般に公開されない事業
- ④ 政治的又は宗教的な活動に関する事業
- ⑤ 営利を目的とする商業的な事業
- ⑥ 文化祭等の学校行事に類する事業
- ⑦ 会合又は学会に類する事業
- ⑧ その他この要綱の趣旨に照らし、助成金を交付することが不相当と認められる事業

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

- ① 会場費及び舞台費
- ② 出演料、謝礼金及び人件費
- ③ 旅費及び交通費

- ④ 作曲料、脚本料等の音楽費及び文芸費
- ⑤ 通信運搬費
- ⑥ 印刷費及び宣伝費
- ⑦ 記録費
- ⑧ その他市長が必要と認める経費

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の総額から当該事業に係る収入を減じた額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額）とする。

- 2 前項の規定により算出した額が30万円を超える時は、30万円とし、複数の団体が共同で企画し、制作し及び実施する場合にあつては、50万円を限度とする。

(要望書の提出)

第6条 助成金の申請をしようとする者は、あらかじめ当該申請に係る事業の実施時期の前年度の市長が定める期間に芸術文化活動助成金交付要望書（第1号様式）を提出するものとする。この場合において、市長が特に必要があると認めるときは、当該市長が定める期間に追加して芸術文化活動助成金交付要望書を提出する期間を設けることができる。

- 2 前項の規定による要望書を提出する場合においては、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、合併地区事業にあつては、次に掲げる書類及び要望書を提出する日の属する年度の前年度の決算書を提出するものとする。

- ① 事業企画書（第2号様式）
- ② 収支予算書（第3号様式）
- ③ 団体概要書（第4号様式）

- 3 第1項の規定による要望書を提出する場合において、当該申請に係る事業を他の団体と共同して行うときは、前項に掲げる書類及び当該他の団体に関する団体概要書（第5号様式）を添付するものとする。

(事業の審査)

第7条 市長は、前条第1項の規定による要望書の提出があつたときは、当該事業に対する助成金の交付の適否について、第13条に規定する長崎市芸術文化活動助成金交付審査会に意見を求めるものとする。

- 2 市長は、助成金の交付の適否を決定したときは、速やかに要望書の提出者に対し、その結果を通知する。

(交付の申請)

第8条 前条第2項の規定により助成金の交付の内定の通知を受けた者は、当該事業を実施する日の30日前までに助成金の交付の申請をしなければならない。ただし、4月に実施する事業については、4月1日から当該事業を実施する日の前日までに申請しなければならない。

(交付の条件)

第9条 規則第5条第1項第4号の規定による交付の条件は、当該助成対象事業に係る収支を明らかにした帳簿及び関係書類を備え、並びにこれを5年間保存することとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項の規定により、別に定める助成金の交付の申請の取下げの期日は、交付の決定が行われた日から14日経過した日とする。

(申請の制限)

第11条 助成金の交付を受けた団体は、助成金の交付を受けた同一年度又はその翌年度に新たな助成金の交付の申請をすることができないものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定により別に定める実績報告の期日は、事業完了後30日以内とする。

2 規則第12条第1号の収支決算書は、第6号様式とする。

3 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

① 当該助成金に係る事業の成果及び今後の団体活動の展望に係る報告書（第7号様式）

② 当該助成金に係る事業に関するパンフレット、チラシ、ポスター等の広告に関する製作物

③ 公演又は展示の際の舞台、客席等の状況及び舞台装置等の製作物の写真

④ その他市長が必要があると認めるもの

(長崎市芸術文化活動助成金交付審査会の設置)

第13条 第7条の規定による助成金の交付の適否に関する審査を行うとともに、この要綱に基づく助成金の交付による成果の検証等を行うため、長崎市芸術文化活動助成金交付審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の組織)

第14条 審査会は、審査員5人以内で組織する。

2 審査員は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。

① 学識経験を有する者

② 芸術文化に関し広い見識を有する者

(審査員の任期)

第15条 審査員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査会の審査会長)

第16条 審査会に審査会長を置き、審査員の互選によつてこれを定める。

2 審査会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 審査会長に事故があるときは、あらかじめ審査会長が指名する審査員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第17条 審査会の会議は、審査会長が召集し、その議長となる。

2 審査会は、審査員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数を持つて決し、可否同数のときは、審査会長の決するところによる。

(審査会への関係人の出席)

第18条 審査会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(審査会の庶務)

第19条 審査会の庶務は、市民生活部文化振興課において処理する。

(委任)

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。ただし、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会長が審査会に諮つて定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成14年7月3日から施行し、平成14年10月以降に実施される事業から適用する。

(初めて指名される審査員の任期)

2 この要綱に基づいて初めて指名される審査員の任期は、第15条の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年度に実施する事業に係る改正後の長崎市芸術文化活動助成金交付要綱第6条の規定は、同条中「1月15日から2月15日まで」とあるのは「3月1日から3月22日まで」と読み替えて適用する。

3 改正後の長崎市芸術文化活動助成金交付要綱第15条の規定は、この要綱の施行の日以後に指名される審査員から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

事業企画書

団 体 名	
行 事 名	
内 容	(公演の場合：演目、公演日、曲目、出演者、スタッフ等の詳細)
	(展示の場合：展示期間、作品の種類、点数、作品名、出品者名等の詳細)
趣旨・目的	(公演・展示等を行う目的、意義について記入してください。)
	(このことによって本市の文化の振興にどのような貢献があると考えますか。また、他の団体と共同で事業を行う場合は、共同の目的について記入してください。)
助成金の活用と今後の活動展望	(助成金を受けて事業を行うことで、今後どのような活動につなげていきたいと考えているのか、その展望について記入してください。)
特記事項	(その他特記すべき事項があれば記入してください。)

収 支 予 算 書

<収 入>

摘 要	金 額	内 訳
入 場 料	円	
共 催 者 負 担 金	円	
他の公共団体・公共的 団体からの補助金・助 成 金	円	
寄 附 金	円	
協 賛 金	円	
プ ロ グ ラ ム 等 (成 果 物 等) 売 上 収 入	円	
広 告 料	円	
そ の 他 収 入 (出 品 料 ・ 出 瓶 料 等)	円	
小 計 ①	円	
自 己 負 担 金 ② (赤 字 補 填)	円	
助 成 金 交 付 要 望 額 ③	円	※③=(⑤-①)×1/2、千円未満切捨て。 30万円を上限。複数の団体の共同事業 の場合は、50万円を上限。
合 計 ④ (①+②+③)	円	

<支 出>

摘 要	金 額	内 訳
会 場 費	円	
舞 台 費	円	
出 演 料	円	
音 楽 費	円	
文 芸 費	円	
通 信 運 搬 費	円	
謝 礼 金 ・ 人 件 費	円	
印 刷 費	円	
旅 費 ・ 交 通 費	円	
宣 伝 費	円	
記 録 費	円	
そ の 他	円	
助成対象経費 の合計 ⑤	円	
助成対象外経費⑥	円	
合 計 ⑦ (⑤+⑥)	円	

※ 収支の合計は一致 (④=⑦) します。

団 体 概 要 書

(ふりがな) 団 体 名			
代 表 者	(ふりがな) 氏 名		
	住 所 〒		
	TEL/FAX		
事 務 局 (連 絡 先)	(ふりがな) 氏 名		
	住 所 〒		
	TEL/FAX		
	E-mail		
会計担当者	氏 名	会 計 監 事	氏 名
設 立	年 月	構 成 員	人
設立の目的			
団体の特徴	(アピールしたいこと)		(課題として抱えていること)
会 費	年額・月額 円		
入会資格			
規 約	別紙添付してください。(コピー可)		

活動の状況	<p>日常的な活動場所（練習会場）と活動（練習）回数</p> <p>会場の名称 : _____</p> <p>会場の所在地 : _____</p> <p>活動（練習）回数: 年・月・週 _____ 回（毎週 _____ 曜日）</p> <p>年間通算練習回数: _____ 回</p> <p>活動成果の年間を通しての発表場所及び回数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">会 場 の 名 称</th> <th style="width: 20%;">回 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td style="text-align: center;">年 回</td> </tr> <tr> <td> </td> <td style="text-align: center;">年 回</td> </tr> <tr> <td> </td> <td style="text-align: center;">年 回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">年 回</td> </tr> </tbody> </table> <p>年間を通しての主な活動スケジュール</p>		会 場 の 名 称	回 数		年 回		年 回		年 回	計	年 回
	会 場 の 名 称	回 数										
		年 回										
		年 回										
	年 回											
計	年 回											
主な活動歴	年	月										
	年	月										
	年	月										
	年	月										
	年	月										
	年	月										
	年	月										
主な受賞歴等	年	月										
	年	月										
	年	月										
	年	月										

他の団体に関する団体概要書

（事業名： _____ / 助成要望団体名： _____）

団 体 名	(ふりがな) 団 体 名		
	(ふりがな) 代表者名 住 所 〒 TEL/FAX		
事 務 局 (連 絡 先)	(ふりがな) 氏 名		
	住 所 〒		
	TEL/FAX		
	E-mail		
会計担当者	氏 名	会 計 監 事	氏 名
設 立	年 月	構 成 員	人
設立の目的			
団体の特徴	(アピールしたいこと)		(課題として抱えていること)
会 費	年額・月額 _____ 円		
入会資格			
規 約	別紙添付してください。(コピー可)		

活動の状況	<p>日常的な活動場所（練習会場）と活動（練習）回数</p> <p>会場の名称 : _____</p> <p>会場の所在地 : _____</p> <p>活動（練習）回数: 年・月・週 _____ 回（毎週 _____ 曜日）</p> <p>年間通算練習回数: _____ 回</p> <p>活動成果の年間を通しての発表場所及び回数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会 場 の 名 称</th> <th>回 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td>年 回</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>年 回</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>年 回</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>年 回</td> </tr> </tbody> </table> <p>年間を通しての主な活動スケジュール</p>		会 場 の 名 称	回 数		年 回		年 回		年 回	計	年 回
	会 場 の 名 称	回 数										
	年 回											
	年 回											
	年 回											
計	年 回											
主な活動歴 ・受賞歴等	年 月											
	年 月											
	年 月											
	年 月											
	年 月											
	年 月											
共同の目的 及び理由	<p>(当該事業を他の団体と共同で行う目的及び理由について記入してください)</p>											

収 支 決 算 書

<収 入>

摘 要	金 額	内 訳
入 場 料	円	
共 催 者 負 担 金	円	
他の公共団体・公共的 団体からの補助金・助 成 金	円	
寄 附 金	円	
協 賛 金	円	
プログラム等 売 上 収 入 (成 果 物 等)	円	
広 告 料	円	
そ の 他 収 入 (出 品 料 ・ 出 瓶 料 等)	円	
小 計 ①	円	
自己負担金 ② (赤字補填)	円	
助成金交付 決定額 ③	円	
合 計 ④ (①+②+③)	円	

<支 出>

摘 要	金 額	内 訳
会 場 費	円	
舞 台 費	円	
出 演 料	円	
音 楽 費	円	
文 芸 費	円	
通 信 運 搬 費	円	
謝 礼 金 ・ 人 件 費	円	
印 刷 費	円	
旅 費 ・ 交 通 費	円	
宣 伝 費	円	
記 録 費	円	
そ の 他	円	
助成対象経費 の合計 ⑤	円	
助成対象外経費⑥	円	
合 計 ⑦ (⑤+⑥)	円	※ 収支の合計は一致 (④=⑦) します。

※ 領収証(又は請求書)の写しを各費目との対応がわかるよう整理し、添付してください。

第7号様式（第12条関係）

事業の成果及び今後の団体活動の展望に係る報告書

団体名	(助成金の交付を申請した団体及び事業を共同で実施した団体の名称)
事業名	
開催期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
会場	
出演者数又は美術作品の展示数	人 (所属団体別内訳)
入場者数	人 (席種別内訳)
事業成果	(事業の実施によって、貴団体その他の制作実施者に得られた成果と鑑賞者等から得られた批評についてご記入ください。)
	(事業の実施を通して、本市の文化の向上に貢献したと思われる内容をご記入ください。)
助成金の活用成果	(当助成金を活用したことによって、どのような成果が得られたか記入してください。)
今後の活動展望	(当助成金を受けて事業を実施したことを今後どのような活動につなげていこうとするのか、その展望についてご記入ください。)

第1号様式（第6条関係）

第2号様式（第6条関係）

第3号様式（第6条関係）

第4号様式（第6条関係）

第5号様式（第6条関係）

第6号様式（第12条関係）

第7号様式（第12条関係）